

## Q & A 社会福祉協議会の会員制度とは

社会福祉協議会の事業をご理解いただき、会費を納めていただくことにより、地域福祉活動を支援していただく制度のことです。

立川市社会福祉協議会は「誰もが ふつうに くらせる しあわせなまち立川」を実現していくために、住民の皆さまや関係機関の方々の協力を得ながら活動しています。

「地域のために何かしたい」と考えたとき、例えばボランティアに参加してみたり、福祉関係の講座に参加してみたり、自治会に参加してみたり、色々な方法があると思います。たくさんの方が多様な形で活動されていますが、社会福祉協議会の会員制度は財政的支援という形で、「ふくしのまちづくり」に参加していただくものです。

### ○募集期間は

会員は、4月から翌年3月までの年度ごとの更新制で、年間を通して受け付けています。いつでも加入していただくことができます。

### ○会員種別と年会費

会員会費は個人会員と団体会員の2種類があります。個人は1口500円から。団体会員は企業や事業所、ボランティアグループなどの団体単位で加入していただくもので、1口5,000円からお願いしております。何口でも加入していただけます。

### ○会員になりたいと思ったら

加入方法はいくつかあります。直接、社会福祉協議会の窓口にお越しいただく場合とお振込みいただく場合です。富士見町にある私共の窓口を起こしただければ、その場でお手続きいただけます。お振込みの場合は、入金確認後、後日お礼状や領収書を発送いたします。

また、会員会費は、市内自治会の皆さまにご協力をいただき、取りまとめをいただいています。自治会員のみなさまには、先の強化月間の際や年度替わりの際に、自治会からお声かけいただいているので、自治会を通じてご加入いただくことも可能です。自治会連合会及び自治会の皆さまには毎年会員加入に多大なるご協力をいただいております。

○会員は何かしなければならぬのですか？

会員制度と聞くと、会員になったら何かしなければならぬと思われるかもしれませんが、特にそういったものはありません。

会員の皆様には、広報誌や我々が地域で一緒している活動等を通して、より多くの関心を寄せていただき、応援していただければ幸いです。

○会員になると何かメリットがあるのですか？

特に会員特典のようなものがあるわけではありません。地域住民の一人として社会福祉協議会の活動を支援したいとお考えの方にご加入いただくものです。会員にならないことで、何か不利益が生じたりすることはありません。

○集められたお金はどんなことに使われていますか？

皆さまからいただいた会員会費は、主に4つの事業に使われています。

- ・ 孤立を防ぐための活動
- ・ 困った時の相談窓口
- ・ まちづくりに関する情報の発信
- ・ 学び合いや学習会の開催

孤立を防ぐ活動では、住民同士が地域で気軽に集まれる交流の場、サロンを住民の皆さまが立ち上げる支援にいただいた会費を使用しています。

困ったときの相談窓口としては、法律相談、成年後見相談、アルコール相談、精神障害者の家族相談という4つの相談を実施しています。いずれも専門家の先生や、経験豊かな団体の方などが相談をお受けしています。相談は無料です。

まちづくりに関する情報発信としては、立川市社会福祉協議会の広報紙である「あいあい通信」を年4回発行しており、その発行費用の一部になっています。「あいあい通信」は、立川市内に全戸配布しており、地域で開催されるイベントや講演会の情報を掲載したり、市民活動団体の活動を紹介したりしています。

学び合いや学習会では、地域懇談会、学校、自治会などに社協職員がお邪魔して、福祉に関するさまざまな情報を、講座や学習会という形でお伝えしています。講座のテーマは、「ボランティアとは？」や「介護サービスあれこれ」などの身近なものから、「高齢者や障害者の権利を護るために」や「市民活動が豊かになる広報戦略」といったテーマまであります。

○最後に

いつも、立川市社会福祉協議会へのご理解、ご協力をありがとうございます。新型コロナウイルスの影響で、生活が大きく変わってしまった方が多くいらっしゃいます。同時に、何か助けになりたいと考えている方もいらっしゃいます。この間、寄付金をはじめ、マスクなどの物品のご寄付もいただきました。

このような時だからこそ、困っている方、困っている誰かのために何かしたいと思っている方と共に歩み、進んでいきたいと思っています。私たち社会福祉協議会の事業にご賛同いただけましたら、会員制度にご加入いただき、地域福祉とともに考え、支える一員となっていただければ幸いです。